小型家電リサイクルについて

資 料 ⑦

平成25年4月の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の施行に伴い、本市においてもごみの減量化とリサイクル推進を目的として取組に向け検討・研究を行ってきたところである。

これまでの取組み状況と本市の現状について、下記のとおり報告する。

記

1. 全国の自治体における取組状況に関する調査

国の実証事業への参加状況及び事業の持続可能性について、各自治体のホームページや電話による聞き取りを実施した。

1. 先進地視察

上記1の調査により、近隣に既に取組みを行っている自治体があることを確認、規模及び立地上参考となる下記2市を視察した。

1. 実施年月日　　平成26年7月24日（木）
2. 視　察　先　　萩市、山口市
3. 視察により明らかになったこと（実施にあたって留意すべきこと）

回収した小型家電の引取価格は、集積場所の立地条件、発生数量及び品目などにより大きく異なるため、事業収支に大きな差が出る（パソコンや携帯電話を含む17品目は価値が高いが、その他の品目はあまり価値がなく、相対的に運送コストが高くなる）。また、非認定事業者へ引渡す場合には、シュレッダーダストなどが適正に最終処分されているかどうかについて確認する必要がある。

1. 市内における状況調査

市内家電量販店において、本年10月より原則有料にて引取りを開始（17品目は無料）。引取りの状況について、近日訪問の上、聴き取り調査を実施する予定。

【小型家電リサイクル法の概要】

○目　的

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

○施行年月日

平成25年4月1日